

Digi 田甲子園実施要綱

〔 令 和 5 年 1 0 月 2 0 日
まち・ひと・しごと創生本部決定 〕

1 Digi 田甲子園の目的

Digi 田甲子園は、デジタルの活用により、地域の個別課題を実際に解決し、住民の暮らしの利便性と豊かさの向上や、地域の産業振興につながる特に優れた取組等を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、デジタル田園都市国家構想を推進することを目的とする。

2 表彰の対象

デジタルの活用により、地域の個別課題を実際に解決し、住民の暮らしの利便性と豊かさの向上や、地域の産業振興につながる取組を行う地方公共団体、企業・団体その他の民間の主体

3 表彰者

内閣総理大臣

4 被表彰者の決定

内閣総理大臣は、部門に応じて、国民によるインターネット投票結果や審査委員会の意見を踏まえ、被表彰者を決定する。

5 実施の事務

実施に関する事務は、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局において行う。

6 専決処理

実施に関する事項については、極めて重要なものを除き、内閣官房副長官補が専決処理することができる。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、Digi 田甲子園の実施に関し必要な事項は、内閣官房副長官補が定める。

附 則

- 1 この実施要綱は、令和5年10月20日から施行する。
- 2 「夏のDigi 田甲子園実施要綱」(令和4年7月4日まち・ひと・しごと創生本部決定)及び「冬のDigi 田甲子園実施要綱」(令和4年12月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)は、廃止する。